相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡高遠町大字長藤一五〇一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林　**𠮷**榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
長野県伊那市中央四六一一―一トライアングルビル二階北
相続財産管理人　弁護士　黒田　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区豊岡通三丁目三八番地、最後の住所名古屋市南区芝町二二〇番地の三
被相続人　亡　品田　潤二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号　堀内ビル四階　小川総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大杉　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区東野**𠮷**下り町四〇番地、最後の住所滋賀県大津市際川四丁目一三番六号グループホーム出愛荘
被相続人　亡　竹中　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
滋賀県大津市中央二丁目四番二八号錦ビル二階
相続財産管理人　弁護士　多久　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市西京区桂上野西町一一二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川本　正述

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　友紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市美々津町二八六七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　原田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
大阪府羽曳野市野六〇四番地の二
相続財産管理人　原田　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市高屋町造賀七一八番地、最後の住所広島市西区楠木町三丁目一三番三四―九〇三号カルチェベールW
被相続人　亡　信原暉久治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
事務所　広島市中区鉄砲町一番二〇号　第三ウエノヤビル七階
相続財産管理人　弁護士　近藤　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大谷二丁目八三六番地一、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字波津七〇四番地一
被相続人　亡　尾島　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
北九州市小倉北区田町一五番二三号第二欧亜ビル三階おおや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大屋　昭則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市鼎一四二六番地一、最後の住所北九州市八幡東区末広町一六番一五号
被相続人　亡　三明　久和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県北高来郡飯盛町平古場名一一三八番地、最後の住所不明
被相続人　亡　北﨑　キエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
事務所長崎県長崎市大黒町一一番八号長崎東京生命館五階C室
相続財産管理人　弁護士　鮎川　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市熊入町一一一五番地一九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　神原　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
熊本県山鹿市山鹿九七八番地
相続財産管理人　司法書士　松本　剛久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡大崎町永吉一二九八番地、最後の住所鹿児島県志布志市有明町野井倉七四一六番地　MAISON DE HM ST四〇三号
被相続人　亡　中水流　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
事務所　鹿児島県鹿屋市寿七丁目八番二九―一号　遠矢司法書士事務所
相続財産管理人　遠矢　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市通堂町七六番地、最後の住所沖縄県那覇市識名一丁目一六番三七号
被相続人　亡　島袋　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日
沖縄県那覇市識名一丁目一六番三七号
相続財産管理人　島袋　京子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年四月二十一日

一　墳墓等所在地　東京都練馬区大泉学園町二丁目二七番六四号

一　墳墓等の名称　善行院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
足利家、古堅家、木部家、加藤家、石谷家、小美濃家、加藤家、新井家　他本籍及び氏名不詳
墓石　三十五基

一　改葬を行おうとする者　東京都練馬区大泉学園町二丁目二七番六四号　宗教法人善行院　代表役員　大庭　一記